

1 診断書の様式と記載

記 載 要 領 （視 覚）

総括表 身体障害者診断書・意見書（視覚障害用）

① 「障害名」

障害の部位とその部分の機能障害の状態を記載する。（両眼視力障害、両眼視野障害等）

② 「原因となった疾病・外傷名」

視覚障害の原因となったいわゆる病名であり、障害の分野別に具体的な傷病名を記載する。
（糖尿病網膜症、緑内障、加齢黄斑変性等）

③ 「疾病・外傷発生年月日」

疾病・外傷発生年月日が不明確な場合は、申請者から聴き取りした推定年月日を記載する。

④ 「参考となる経過・現症」

通常の診療録に記載される内容のうち、身体障害者としての障害認定の参考となる事項を摘記する。

現症については、別様式診断書「視覚障害の状況及び所見」の所見欄に記載された事項から必要に応じ摘記する。

⑤ 「総合所見」

傷病の発生から現状に至る経過及び現症を通じて身体障害者としての障害認定に必要な症状の固定又は永続性の状態を記載する。

※将来再認定について

将来再認定の「要・不要」の別について必ずどちらかに○印を記載する。

将来再認定を「要」とする場合は、「軽度化・重度化」の別も必ずどちらかに○印を記載する。

特に乳幼児期での申請や更生医療、又はその他治療・訓練により障害程度が将来軽減されると予測される（「軽度化」を選択した）場合等においては、将来再認定の時期等も必ず記載する。

再認定が必要な例 【将来再認定 ○（軽度化・重度化）・不要】

【再認定の時期 1年後・3年後・5年後】

⑥ 診断年月日、医療機関名、診療担当科名、医師氏名欄を必ず記載し、押印すること。

⑦ 身体障害者福祉法第15条第3項の意見（指定医の意見）

障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に

・該当する

・該当しない のどちらかに○印を記入してください。

総合等級 ○ 級相当

内訳	等 級
視力	△ 級
視野	△ 級

必ず等級を記入してください。

第2号様式の2(第3条関係)

身体障害者診断書・意見書(視覚障害用)									
総括表									
氏 名	年 月 日生	男 女							
住 所									
必ず、両眼又は右、左をご記入下さい。									
① 障害名(部位を明記)									
② 原因となった疾病・外傷名 外傷・疾病 先天性・その他()									
③ 疾病・外傷発生年月日 年 月 日									
④ 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。)									
手術歴がありましたら、ご記入下さい。									
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日									
⑤ 総合所見(再認定の項目も記入)									
これらの事項も必ずご記入下さい。									
〔将来再認定 要(軽度化・重度化)・不要〕 〔再認定の時期 1年後・3年後・5年後〕									
⑥ その他参考となる合併症状									
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 電話 () 所在地 科 医師氏名 診療担当科名 (印)									
身体障害者福祉法第15条第3項の意見									
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する。 ・該当しない。		障害程度等級についての参考意見 級相当 <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">内訳</td> <td style="padding: 5px;">等 級</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">視力</td> <td style="padding: 5px;">級</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">視野</td> <td style="padding: 5px;">級</td> </tr> </table>		内訳	等 級	視力	級	視野	級
内訳	等 級								
視力	級								
視野	級								

注 障害区分や等級決定のため、東京都心身障害者福祉センターから改めて問い合わせする場合があります。

(日本産業規格A列4番)

記 載 要 領 （ 視 覚 ）

診断書様式 視覚障害の状況及び所見

1 「視 力」

視力は、万国式試視力表又はこれと同一の原理に基づく試視力表により測定する。視標面照度は500～1,000ルクス、視力検査室の明るさは50ルクス以上で視標面照度を上回らないこととし、試視力表から5mの距離で視標を判読することによって行う。

屈折異常のある者については、矯正視力を測定するが、この場合最良視力が得られる矯正レンズによって得られた視力を採用する。

眼内レンズ挿入眼は裸眼と同等に扱い、屈折異常がある場合は適正に矯正した視力を採用する。

2 「視 野」

視野の測定には、ゴールドマン型視野計又は自動視野計を用いる。

ゴールドマン型視野計で判定する場合は、Ⅰ／4、Ⅰ／2の視標を用いる。

自動視野計で判定する場合は、視標サイズⅢを用い、両眼開放エスターマンテスト、ならびに10-2プログラムを用いる。

ゴールドマン型視野計では中心30度内は適宜矯正レンズを使用し、30度外は矯正レンズを装用せずに測定する。

自動視野計では10-2プログラムは適宜矯正レンズを使用し、両眼開放エスターマンテストは矯正眼鏡を装用せずに実施する。

ゴールドマン型視野計又は自動視野計の結果は、必ず診断書に添付する。

3 「現 症」

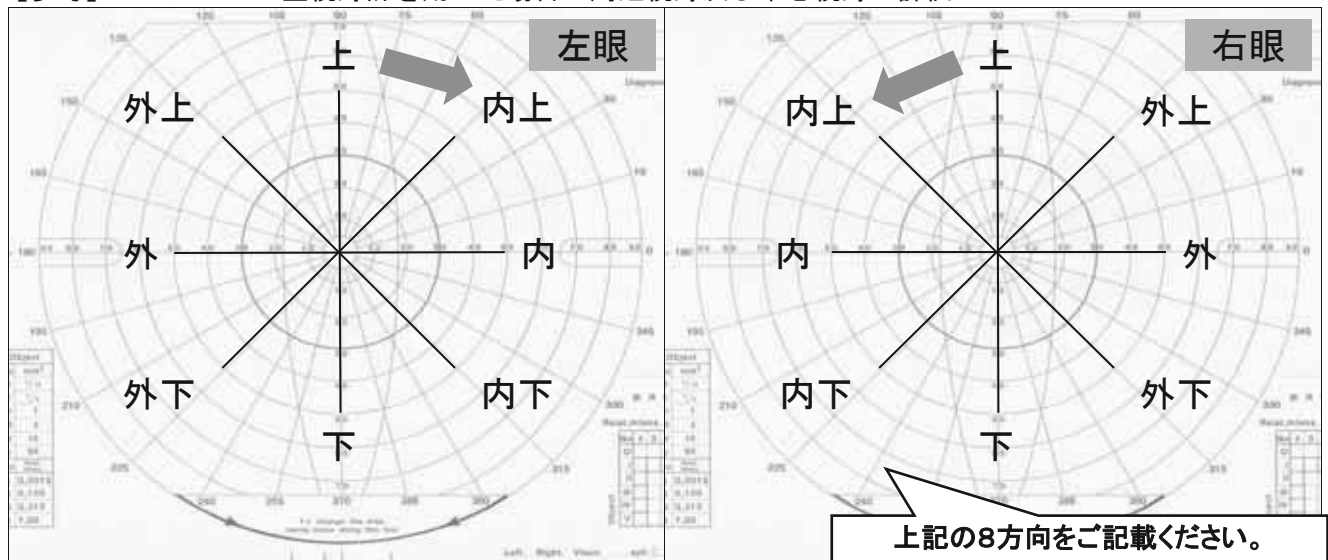
現症については、前眼部、中間透光体及び眼底についての病変の有無とその状態を記載する。

記載例 前 眼 部：異常なし、角膜混濁等

中間透光体：異常なし、水晶体混濁、偽水晶体眼、白内障、無水晶体等

眼 底：異常なし、視神経萎縮、網脈絡膜萎縮、黄斑変性、糖尿病網膜症等

【参考】ゴールドマン型視野計を用いた場合の周辺視野及び中心視野の評価について



第3号様式（第3条関係）
視覚障害の状況及び所見

矯正できる場合は必ずご記入ください。
矯正できない場合も、「矯正不能」など必ずご記入ください。

1 視 力

	裸眼視力		矯正視力
右眼		×	D cyl D Ax °
左眼		×	D cyl D Ax °

2 視 野

ゴールドマン型視野計

ゴールドマン型視野計を使用した場合は、
こちらにご記入ください。

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

①両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度(≤80)
左										度(≤80)

②両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい ・ いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

両眼中心 (①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)
視野角度 (I / 2) (× 3 +) / 4 = 度

または

自動視野計

自動視野計を使用した場合は、こちらにご記入ください。

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価 (10-2 プログラム)

右 ③ 点(≥26dB)
左 ④ 点(≥26dB)

見えた (seen) の数

両眼中心視野 (③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)
視認点数 (× 3 +) / 4 = 点

3 現 症

	右	左
前 眼 部		
中間透光体		
眼 底		

記 載 要 領 （視 覚）

障害程度の認定について

- （１） 視覚障害は視力障害と視野障害とに区分して認定し、それら両方が身体障害者障害程度等級表に掲げる障害に該当する場合は、身体障害認定基準の障害が重複する場合の取扱いにより、上位等級に認定することが可能である。
- （２） 視力の判定は矯正視力によることとされているが、最良視力が得られる矯正レンズの装用が困難な場合や両眼視の困難な複視の場合は、障害認定上の十分な配慮が必要である。
- （３） 視野の判定は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計のどちらか一方で行うこととし、両者の測定結果を混在させて判定することはできない。
- （４） 自動視野計を用いて測定した場合において、等級判定上信頼性のある測定が困難な場合は、ゴールドマン型視野計で評価する。
- （５） 乳幼児の視覚障害の認定時期については、無眼球など器質的所見が明らかな事例は別として、医学的に判定が可能となる年齢は、一般的には概ね満３歳時以降と考えられるので、その時期に障害認定を行うことが適当である。

ただし、視覚誘発電位（V E P）、縞視力（preferential looking 法、grating acuity card 法、teller acuity card 法）などで推定可能なものは、３歳以下で認定しても差し支えない。

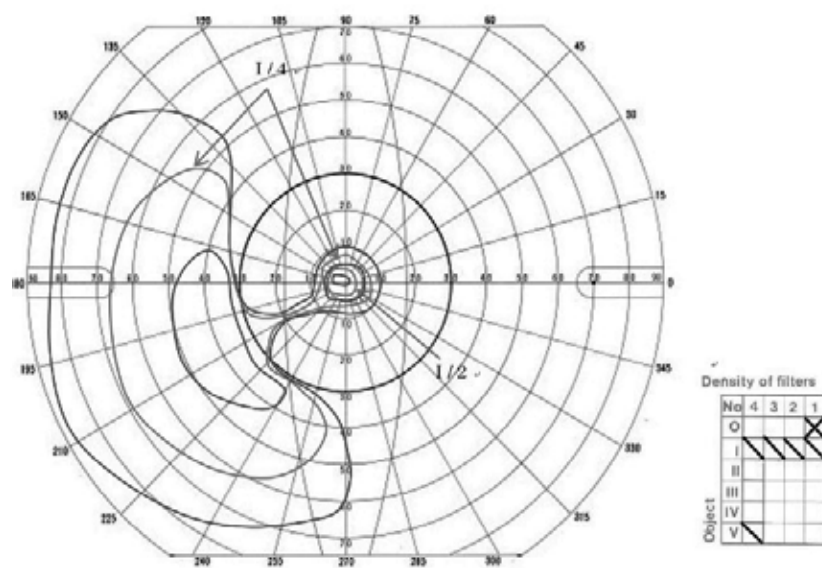
なお、成長期の障害、進行性の障害、近い将来手術の予定される場合等については、将来再認定の可否等について明確に記載する必要がある。

視野
コピー貼付

ここに視野図を添付してください。

ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、必ず I / 4、I / 2 を記載してください。

左眼



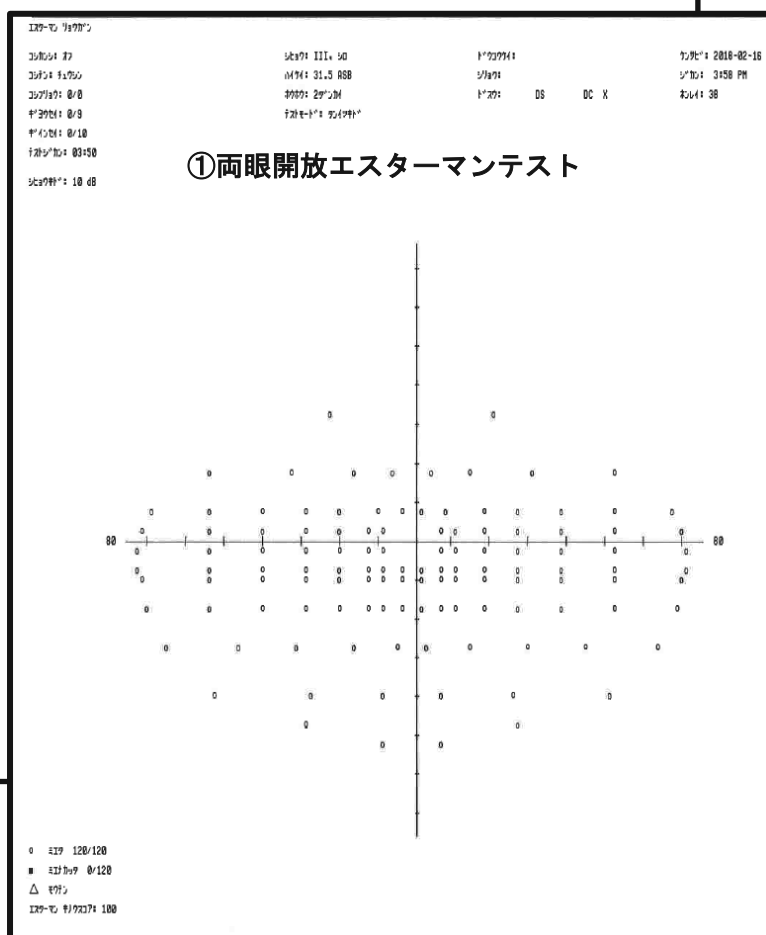
(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが I / 4 の視標によるものか、I / 2 の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

(日本産業規格 A 列 3 番)

視野コピ―貼付

②中心視野の評価（10-2 プログラム）（右）

①両眼開放エスターマンテスト



— 8 —